事業者の方へ

宇和島
ココロまじわうトコロ

令和８年度　申請期限　令和９年２月26日（金）
メニュー❾は令和９年３月３１日（水）

宇和島市　中小企業者等応援事業

宇和島市は頑張っている中小企業（個人事業主含む）を応援します。11種のメニューで補助を行いますので、ぜひご活用ください（❻と❼の②以外は事業を営み始めて１年以上の方が対象となります）。

❶ 人材育成事業

研修をしたい、資格を取得させたい

上限 20万円 補助率 1/2

【事業概要】
①公的団体や研究機関等が行う職業技能に関する研修受講、試験又は検定受験の支援
②従業員等を対象とした①に規定する団体等から派遣される者が講師を務める研修の開催の支援

【対象経費】
①受講料、検定料（資格の更新は対象外）
〔例〕大型特殊免許、玉掛技能講習、けん引免許 等
②謝金、賃借料（会場使用料等）、委託料
〔例〕講師を招いて、施設で介護技術の指導・研修を受けさせたい。

❷ 産業財産権取得事業

特許や実用新案等の権利をとりたい

上限 50万円 補助率 1/2

【事業概要】
特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の国内出願並びに外国出願を支援

【対象経費】
出願料、委託料（弁理士費用、外国出願における現地代理人等に支払う経費、図面等作成費、翻訳料）、謝金
※一つの案件に対して複数回、補助金の交付申請はできません。

❸ デザイン企画製作事業

パッケージ等のデザインを刷新したい

上限 25万円 補助率 1/2

【事業概要】
新たなパッケージデザイン、ブランドデザインの企画及び製造を支援

【対象経費】
謝金、委託料
※原材料費、印刷製本費、製版代等は対象外
※市のロゴマークを含めて新たに企画製作する場合は、補助上限額は30万円まで

❹ 大学新卒者人材確保事業

新卒者（大卒以上）を採用したい

上限 50万円 補助率 1/2

【事業概要】
主として大学又は大学院の新卒者を採用する目的で行う宣伝及び求人サイトへの登録並びに就職説明会への出展又は開催を支援

【対象経費】
広告宣伝費、求人サイト掲載料（ただし、令和９年３月31日までに支払った経費に限る）、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、出展料

❺ プロフェッショナル人材確保事業

プロフェッショナル人材を採用したい

上限 50万円 補助率 1/2

【事業概要】
『愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点』を利用したプロフェッショナル人材、又は、『先導的人材マッチング事業』を利用したハイレベル人材の市内事業所への受け入れを支援

【対象経費】
給与及び社会保険料（就業を開始した月を含む最大６か月分。ただし、令和９年３月31日までに支払った経費に限る）、登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料

申請書類のダウンロード、制度の詳細、提出書類は市ホームページでご確認ください。

https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ouenjigyou.html

お問合せ お申込み先

商工観光課　商工係
Tel：0895-49-7080
Fax：0895-25-4907
e-mail：shoko2@city.uwajima.lg.jp

❻ 新規創業事業

上限 50万円
補助率 1/2

新たに創業したい

※特定創業支援等事業による支援を受けた者が対象

【事業概要】
①市内での店舗又は事業所の開設の支援
②市内に登記事項証明書における本店（いわゆる本社）を有する法人の設立支援

【対象経費】
備品費、工事費、修繕料、インターネット開設費、不動産取引手数料（店舗、事業所に係るもの）
※備品・・・汎用性の高いものは対象外
（車両、PC、プリンター、カメラ、電話機　　等）

❼ BCP・事業承継支援事業

①上限 20万円
②上限 50万円
補助率 1/2

ＢＣＰ・策定したい
事業承継を実施したい

【事業概要】
①BCP（事業継続計画）、事業継続力強化計画の策定又は改定の支援
②事業承継の初期費用の支援

【対象経費】
①謝金、委託料
②備品費、工事費、修繕料、インターネット開設費、不動産取引手数料（店舗、事業所に係るもの）
※備品・・・汎用性の高いものは対象外
（車両、PC、プリンター、カメラ、電話機　等）

❽ 販路開拓事業

上限 50万円
補助率 1/2

販路を開拓したい

【事業概要】
市外での見本市、展示会及び商談会（主として販売を目的とするものを除く。）への出展を支援

【対象経費】
出展料、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、送料

❾ 外国人材確保事業

上限 30万円

外国人材を採用したい

【事業概要】
外国人在留資格（就労資格）の内、『特定技能』又は、「技能実習」により在留する外国人材の受入れ

【補助額】
雇用１人につき10万円（定額補助）
※１事業者あたり最大30万円
※雇用条件締結日から1年以内に申請したものに限る

❿ 販売力強化事業

上限 50万円
補助率 1/2

販売力を強化したい

【事業概要】
①ライブコマース、商品ＰＲ用動画の制作
②商品やサービスの販売機能を有する自社ウェブサイトの新規開設、及び既存自社ウェブサイトへの同機能の追加
③商品やサービスの販売機能を有する他社ウェブサイトへの出店

【対象経費】
委託料（ライブコマース・商品ＰＲ用動画の制作費、ウェブサイト制作費、検索エンジン最適化対策費）、ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費、ネットショッピングモール月額利用料（開始月を含む最大６か月分。ただし、令和９年３月31日までに支払った経費に限る）

⓫ 省力化推進事業

上限 50万円
補助率 1/2

省力化に向けて機器を導入したい

【事業概要】
①市内事業所へのＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入
②セルフオーダー・セルフレジ・システム等導入に係る費用

【対象経費】
①ＲＰＡライセンス利用料、ＲＰＡ導入費、保守委託費
②セルフオーダー・セルフレジ・システム等導入経費、保守管理費、システム利用料（開始月を含む最大６か月分。ただし、令和９年３月31日までに支払った経費に限る）、券売機導入費
※多言語化対応する場合は更新も対象

注意事項

※補助制度の利用を考えている方は必ずお読みください。

- 市からの補助金交付決定日より前に補助対象事業に着手（発注・契約等）した場合は、補助対象となりません。（外国人材確保事業を除く）
- 補助対象者は以下のとおりです。

①中小企業基本法に基づく中小企業者であって、以下の要件を満たす方
　I. 市内に住所及び事業所を有する個人
　II. 市内に登記事項証明書における本店を有する法人
　※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人等は含みません。
②組合等
③起業者（新規創業事業のみ）

- 以下に該当する方は補助対象者となりません。

①同一の事業に対して、他の補助金の交付を受けている者（販路開拓事業を除く）
②補助金交付申請時に市税等を滞納している者
③中小企業者又は組合等にあっては、市内で同一の事業を営み始めてから１年に満たない者（新規創業事業と BCP・事業継承支援事業②を除く）
④公序良俗に反する事業を行う者
⑤前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

- 補助金の計算・申請にあたっては、対象経費から、消費税及び地方消費税は除いてください。
- 補助事業完了後 30 日以内又は年度末日（令和９年３月 31 日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。（外国人材確保事業を除く）

予算枠に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。